

逗子都市計画公園の変更

(7・3・2号 蘆花記念公園)

計 画 書

平成18年

神奈川県逗子市

逗子都市計画公園の変更（逗子市決定）

都市計画公園に7・3・2号蘆花記念公園を次のように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
特殊 公園	7・3・2	蘆花記念公園	逗子市桜山八丁目	約2.5ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

逗子海岸周辺地域は、明治以降名士の別荘地帯として脚光を浴びてきた逗子市の中心地であり、桜山八丁目にある旧脇村義太郎邸と、現在、逗子市蘆花記念公園条例により開設されている公園内の郷土資料館とは、いずれも別荘地帯を象徴する歴史的な建築物です。

また、これらを取り囲む樹林地は、自然景観に恵まれているとともに、これらの建築物と一体となって良好な景観を形成しております。

こうしたことから、平成18年3月に策定された「逗子市緑の基本計画 2005」において、当該建築物と周辺の樹林地を含めた一体的な区域については、風致公園としての配置・整備方針が定められており、今回、この方針に沿って良好な風致を適切に維持し、享受することを目的に、都市計画公園として追加するものです。

経緯書

7・3・2号蘆花記念公園

平成 17 年 6 月 13 日	市の調整会議開催。都市計画公園として整備する方針とする
平成 18 年 3 月 27 日	逗子市緑の基本計画に位置付け
平成 18 年 4 月 1 日	第 1 回蘆花記念公園整備説明会開催
平成 18 年 4 月 29 日	第 2 回蘆花記念公園整備説明会開催
平成 18 年 6 月 17 日	第 3 回蘆花記念公園整備説明会開催

都市計画を定める土地の区域

都市計画を定める土地の区域

追加する部分

逗子市桜山八丁目地内

削除する部分

なし

変更する部分

なし